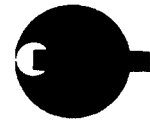


発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報



## 目次

ページ

- 〈告 示〉
  - 奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定 一
  - 奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定 一
  - 土地改良事業計画の適否決定 一
  - 換地計画の適否決定 一
- 〈公 告〉
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 二
  - 都市計画事業の事業計画の変更認可 二
  - 開発行為に関する工事の完了 二

## 告 示

### 奈良県告示第三百八十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿 本 善 也

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 指定番号   | 一                            |
| 図書類の種類 | 雑誌                           |
| 図書類の名称 | BAN-BO<br>N Vol.1.           |
| 発行年月日  | 平成十六年<br>十月二十五<br>日          |
| 発行所等   | 桃園書房                         |
| 指定理由   | 青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を |

助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

### 奈良県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十月二十八日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿 本 善 也

| 協議者            | 事業計画                     | 縦覧期間及び場所                       |
|----------------|--------------------------|--------------------------------|
| 十津川村長<br>更谷 慈禧 | 水と農地活用促進事業（農道整備）<br>小原地区 | 平成十六年十一月八日から同月二十九日まで<br>十津川村役場 |

### 奈良県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十六年十月二十八日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿本善也

|                      |                                      |   |
|----------------------|--------------------------------------|---|
| 申請者<br>曾爾村長<br>宇山 禎則 | 換地計画<br>中山間地域総合整備事業<br>曾爾地区<br>南ダイ団地 | 縦覧期間及び場所<br>平成十六年十一月八日から同月二十九日まで<br>曾爾村役場 |
|----------------------|--------------------------------------|---|

奈良県告示第三百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称  
佐田（口）地区急傾斜地崩壊危険区域

- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域（ただし、佐田四七一番一を除く。）

所在地及び標柱番号

|                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 吉野郡下北山村大字佐田四八六番 | 一号    |    |
| 〃               | 四八八番  | 二号 |
| 〃               | 一四七七番 | 三号 |
| 〃               | 一四七三番 | 四号 |
| 〃               | 四四三番  | 五号 |

奈良県告示第三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称  
生駒市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画下水道事業生駒市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間  
変更後の事業施行期間 昭和五十年三月十二日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地  
変更後の事業地

(一) 収用の部分

昭和五十年奈良県告示第七百二十三号、昭和五十四年奈良県告示第七百四十六号、昭和五十五年奈良県告示第三百三十三号、昭和六十年奈良県告示第七百三十九号、昭和六十二年奈良県告示第九十九号、平成元年奈良県告示第九十九号、平成四年奈良県告示第二百八十九号、平成五年奈良県告示第二百三十号、平成十一年奈良県告示第六百六十八号及び平成十二年奈良県告示第八十八号の事業用地に、南田原町の一部を加える。

(二) 使用の部分

昭和五十年奈良県告示第七百二十三号、昭和五十四年奈良県告示第七百四十六号、昭和五十五年奈良県告示第三百三十三号、昭和六十年奈良県告示第七百三十九号、昭和六十二年奈良県告示第九十九号、平成元年奈良県告示第九十九号、平成四年奈良県告示第二百八十九号、平成五年奈良県告示第二百三十号、平成十一年奈良県告示第六百六十八号及び平成十二年奈良県告示第八十八号の事業地に生駒市大字上町、小明町及び壱分町地内の各一部を加える。



都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十六年十一月五日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月三十日第七四一五九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十八日第六一二二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十八日第三五〇〇号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四二二番地ノ一、四二二番地ノ一、四二三番地ノ二、四二三番地ノ一、四二四番地ノ一及び四二五番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎五八九番地ノ七九  
協栄ホーム 代表者 久保西勇治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市西井戸堂町四二二番地ノ一、四二三番地ノ一、四二二番地ノ二、四二三番地ノ一、四二四番地ノ一及び四二五番地ノ一の各一部

下水道 天理市西井戸堂町四二二番地ノ一、四二三番地ノ一、四二三番地ノ一、四二四番地ノ一及び四二五番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成十六年八月二十四日第七四一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十九日第六一二二二号  
開発区域に含まれる地域

生駒市南山手台九番地ノ一六、九番地ノ一七、九番地ノ一八、九番地ノ一九、九番地ノ二〇、九番地ノ二一、九番地ノ二二及び九番地ノ二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町八三番地ノ五  
大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田恵吾

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。